

学校における
交流及び共同学習を
通じた
障害者理解
(心のバリアフリー)の
推進事業
(平成27年度～令和元年度)

令和6年3月



文部科学省

目次

はじめに	1
「交流及び共同学習」の展開	2
事業の概要	3
障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 (障害者スポーツの体験学習)：福井県	4
障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 (障害者スポーツの体験学習)：宮崎県	5
障害者スポーツや文化・芸術を通じた交流及び共同学習、 障害のある大人との交流や地域における 高齢者等との世代を超えた交流の在り方：福岡県北九州市	6
文化・芸術を通じた交流及び共同学習、 交流及び共同学習を継続的な取組とするための 組織的かつ計画的な取組の在り方：愛媛県	7
障害者スポーツや文化・芸術を通じた交流及び共同学習を 継続的な取組とするための組織的かつ計画的な取組の在り方：秋田県	8
学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する 教育委員会との連携の在り方：青森県	9
文化・芸術を通じた交流及び共同学習、学校間交流や居住地校交流等を 進めるための関係する教育委員会との連携の在り方：静岡県	10
障害のある大人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた 交流の在り方に関する取組：宮崎県	11
地域に心のバリアフリーの意識を啓発し 根付かせるための研究：京都府南丹市	12

はじめに

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解 (心のバリアフリー)の推進事業

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

文部科学省では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツや文化・芸術などを通じた交流及び共同学習の更なる推進のための取組を行いました。具体的には、様々な特性等を持つ人々がお互いに理解を深める「心のバリアフリー」を推進すべく、平成27年度から令和元年度までの期間、「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」(以下、「本事業」という。)を実施し、また、平成31年3月には「交流及び共同学習ガイド」を改訂しました。

この度、本事業の実施期間中の研究成果を取りまとめるとともに、終了後における本事業の取組及び成果の継続状況や普及状況等に関する教育委員会・国立大学法人へのヒアリングを実施し、実践事例集としてとりまとめました。各教育委員会や学校等において、本実践事例集も御活用いただき、心のバリアフリーの一層の充実を図っていただくことを期待しております。

最後に、本事業に取り組んでいただいた関係各位や、ヒアリングに御協力いただいた教育委員会や大学に、心から敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「交流及び共同学習」の展開

小・中学校、高等学校等で交流及び共同学習を実施する際には、学習指導要領等を踏まえ、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、学校の教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行い、適切な評価を行うことが必要です。また、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが重要です。

小・中学校等で交流及び共同学習を実際に推進していく際のおおよその手順は下記の通りです。

1 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

4 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

5 評価（※）

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

※交流及び共同学習のねらいがどの程度達成できたのか、活動を通して相互理解がどのように進んだのかなどについて具体的に評価するとともに、教育課程上に位置付けた各教科等の目標に照らして、どのような資質・能力が身に付いたかを評価し、その評価を次の活動に生かし、必要な改善や計画の見直しを行うことが重要です。

参考

交流及び共同学習の実施に当たっては、下記の資料や通知も参考にされるとよいでしょう。

「交流及び共同学習ガイド」 (平成 31 年 3 月改訂)

交流及び共同学習の実施に当たって、その意義・目的や展開、取組事例を学校や教育委員会向けに紹介した参考資料



「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知) (令和 4 年 4 月 27 日)

交流及び共同学習の実施にあたり留意すべき事項について各教育委員会等あて発出した通知



事業の概要

心のバリアフリー推進事業は、受託先である都道府県・市町村教育委員会や国立大学法人等において、年度ごとに以下のような事業が行われました。

平成 27 年度～平成 28 年度

- ・ 障害者スポーツを通じた交流及び共同学習
- ・ 障害者スポーツの体験会の実施
- ・ 障害者アスリート、パラリンピアンなどを招いた講演会の実施

平成 29 年度（文化・芸術を通じた交流及び共同学習が追加）

- ・ 障害者スポーツを通じた交流及び共同学習
- ・ 障害者スポーツの体験会の実施
- ・ 障害者アスリート、パラリンピアンなどを招いた講演会の実施
- ・ 文化・芸術による交流及び共同学習

平成 30 年度～平成 31 年度（3つのジャンルからテーマを選択し研究）

- ①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究
- ②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究
- ③障害のある大人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究

広報資料では、下表のように分類し、好事例を紹介します。

障害者スポーツを通じた交流及び共同学習	福井県 (p4)、宮崎県 (p5)、北九州市 (p6)、秋田県 (p8)
文化・芸術を通じた交流及び共同学習	北九州市 (p6)、愛媛県 (p7)、秋田県 (p8)、静岡県 (p10)
交流及び共同学習を継続的な取組とするための組織的かつ計画的な取組の在り方	愛媛県 (p7)、秋田県 (p8)
学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方	青森県 (p9)、静岡県 (p10)
障害のある大人との交流や地域における高齢者等との世代を超えた交流の在り方	北九州市 (p6)、宮崎県 (p11)、南丹市（地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究）(p12)

障害者スポーツを通じた交流及び共同学習（障害者スポーツの体験学習）：福井県

実施内容（下線の取組について本ページでご紹介します）	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 文化・芸術を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	平成 25 年度～平成 27 年度は居住地校交流を中心に推進。 平成 28 年度～平成 30 年度は特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流を中心に推進。
障害種	視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

様々な障害種での障害者スポーツ体験学習の実施

福井県は、「福井県教育振興基本計画」に基づいて、令和元年度までに県内全ての公立小・中学校と特別支援学校が「交流及び共同学習」の機会をもつことを目標に掲げました。

（福井県内の公立小・中学校は 271 校、特別支援学校は 11 校（※令和元年度時点）と、学校数に大きな違いがあります。）

事業では、様々な障害種において、障害者スポーツを中心に交流及び共同学習に取り組みました。

例

視覚障害：特別支援学校中学部と近隣の中学校で、県内では初めてのゴールボールに取り組む。高等部生徒が指導役を担当し、当日までの事前活動としてゴールボールの歴史について調べたり、指導方法やコツを整理したりしながら指導計画を作成。

聴覚障害：障害者アスリートによる技能講習や交流試合を実施。他の中学校や高等学校の生徒とペアを組み、同じ学校同士が対戦しないように工夫して交流を図る。

知的障害：スポーツ交流大会を開催し、高等学校の生徒も参加。ソフトボール、バドミントン、バスケットボールを通じて交流。

肢体不自由：特別支援学校と小学校の児童が参加。ポッチャを初めて経験する児童がほとんどであったことから、本来のポッチャのルールをもとにしてチームの人数やコート、ボールを投げる位置などの変更を行った。これにより、特別支援学校の児童にとってもルールがわかりやすくなり、楽しく取り組む事ができた。

取組の感想を聞いてみました

▶（特別支援学校）

「言葉で伝えることに苦労したが、説明がうまくできた時はうれしかった」

▶（小・中学校）

「周りの先生の接し方を見て、どのようにしたら一緒に活動できるかを考えることができた」「触れ合うことで、障害について考えるきっかけとなった」

▶（福井県教育委員会）

「児童生徒が卒業した後も、地域で共にできる活動を継続していく仕組みづくりが重要と考えています。学校で学んだことが卒業後の余暇活動やレクリエーション活動など生涯学習につながっていくことを期待しています。」

障害者スポーツを通じた交流及び共同学習（障害者スポーツの体験学習）：宮崎県

実施内容（下線の取組について本ページでご紹介します）	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 文化・芸術を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	特別支援学校と高等学校との学校間交流
障害種	聴覚障害、肢体不自由、知的障害

継続的な障害者スポーツの体験学習を通して深まる交流

障害者スポーツを通じた交流及び共同学習では、特別支援学校と高等学校の生徒が、ゴールボール、フライングディスク、ボッチャ等に取り組みました。



ゴールボールに取り組む様子

ゴールボールに取り組んだ例では、特別支援学校（知的障害・肢体不自由）と高等学校の生徒が合同チームを組み、ゴールボールを経験している特別支援学校の生徒が高等学校の生徒をリードしながら進めたり、移動等の介助が必要な生徒の支援を高等学校の生徒が行ったりするなど、活動の中で互いの理解が深められました。

フライングディスクに取り組んだ例では、特別支援学校（聴覚障害）の教師が高等学校の生徒に事前学習を行い、生徒間での手話を通じた交流を行いました。また、特別支援学校（知的障害・肢体不自由）と高等学校との交流及び共同学習では、全国障害者スポーツ大会に県代表として参加している生徒のデモンストレーションもあり、特別支援学校の生徒の活躍を周知する機会になりました。

工業高校の生徒が心をこめて障害者スポーツの用具を製作

特別支援学校（肢体不自由）とボッチャを通じた交流及び共同学習を行った工業高校では、障害の特性を理解したうえで、障害のある生徒のために何が出来るかを考え、障害のある人が使いやすく、便利な製品を作りたいという気持ちから、特別支援学校の生徒がボッ



工業高校生が制作したランプでボッチャ体験



生徒達が一緒にボッチャの用具を組み立て

チャで使用する用具（ランプ）製品を工業高校の生徒が生み出しました。このような取組は、学校の特色を活かした交流として、新聞記事やテレビ番組でも紹介されました。

事業終了後も県独自の事業として続く取組

新型コロナウイルス感染拡大の時期を乗り越え、令和3、4、5年度と、宮崎県の事業として心のバリアフリー推進事業を継承しています。事業では、すべての高等学校で高校生が主体となり、特別支援学校の美術の授業に参加して作品を共同制作したり、ICTを活用した交流企画等を実施したり、文化祭といった行事等で双方の生徒が互いの学校を訪問し、相互に交流を深める機会を設けたりするなど、特別支援学校との交流及び共同学習を継続しています。

障害者スポーツや文化・芸術を通じた交流及び共同学習、障害のある大人との交流や地域における高齢者等との世代を超えた交流の在り方：福岡県北九州市

実施内容	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 文化・芸術を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流
障害の種類	視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

地域の資源を活かし交流の裾野を広げる

北九州市は、特別支援学校と小学校・中学校、高等学校をペアにしてモデル校に指定し、障害者スポーツや文化・芸術を取り入れた特色ある取組を実施しました。

【障害者スポーツを通じた交流及び共同学習】

障害者スポーツを通じた交流及び共同学習では、障害者スポーツの普及団体や義肢装具の製作者といった地域の資源を活用して、車いすバスケットボール経験者などの外部講師を招へいし、講演を行いました。

講演会の後、児童生徒は、アダプテッドスポーツ（ペガールボール、ディスクゲッター、ふうせんバレーボール、フロアバレーボールなど）を体験しました。障害の有無を超えて笑顔で楽しめる様々な障害者スポーツの体験を通して、児童生徒の視野を広げ、個性や多様性を尊重する意識を育みました。

また、児童生徒は、障害のある方がスポーツを楽しめるように、ルールを変えたり、用具を整えたりして、独自のアダプテッドスポーツを創作し、障害者スポーツやパラリンピックについて視野を広げました。

【文化・芸術を通じた交流及び共同学習】

文化・芸術を通じた交流及び共同学習では、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」への共同作品の出展を目指して、障害者アートに造詣の深い専門家から障害者アートについて紹介してもらうとともに、共同作品の創作に取り組みました。特別支援学校と小・中学校、高等学校の児童が知恵を出し合い、互いに助け合って制作することにより、連帯感や成就感を高める機会となりました。

また、地域の施設を訪問したり、地域行事に参加したりして、地域全体の障害者理解を含む人権意識の向上につなげました。

事業終了後の状況はいかがでしたか？ 教育委員会に聞いてみました！

事業後も交流を続けている学校では、新型コロナウイルス感染拡大により取組が思うように進められない時期もありましたが、教員が連絡を取り合い、交流及び共同学習が少しずつ復活してきています。

各学校も、心のバリアフリー事業を通じて得た課題や課題の解決策を踏まえ、どのように交流及び共同学習を進めたら効果的かを考えながら再出発しています。

文化・芸術を通じた交流及び共同学習、交流及び共同学習を 継続的な取組とするための組織的かつ計画的な取組の在り方：愛媛県

実施内容（下線の取組について 本ページでご紹介します）	・障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 ・文化・芸術交流を通じた交流及び共同学習
交流及び 共同学習の実施形態	特別支援学校と県立高等学校（交流校）との学校間交流
障害種	視覚障害、知的障害

文化・芸術による交流及び共同学習—オリジナル・ミュージカルの創作、公演

愛媛県は、特別支援学校と高等学校が連携し、ワークショップ（文化・芸術作品の鑑賞、劇団員からの実演指導を通じた生徒の自己表現活動、特別支援学校と高等学校の生徒によるオリジナル・ミュージカルの創作など）を年間17回実施しました。また、1年間の集大成として、創作したミュージカルを市内の文化施設等で上演し、地域に交流及び共同学習の活動を広め、障害者理解につなげたほか、生徒一人ひとりが輝く姿を広く知ってもらう絶好の機会となりました。

交流及び共同学習を継続的な取組とするための工夫

愛媛県では、実施校や県教育委員会の担当者、団体等の専門家による担当者会議を実施し、担当者間の連携・協力体制を推進しました。これにより、特別支援学校と高等学校、団体や実施会場との調整などをスムーズに進めることができました。

また、交流及び共同学習を総合的な学習の時間に位置付け、年間計画において各回のワークショップの学習内容、学習目標を明確に決めました。学習のねらいと取組に関する事業評価を実施したところ、特別支援学校と高等学校の双方で、当初に掲げたねらいや目的を達成でき、交流及び共同学習を通して生徒の態度の変容があったことが明らかとなりました。

取組の感想を聞いてみました

本事業を通じて、特別支援学校と高等学校の生徒が双方の理解を深め、地域の一員として認識するなど、理解が深まりました。

本事業終了後も、「文化芸術による子供育成推進事業 ユニバーサル公演事業¹」等の活用を通じて、特別支援学校の生徒が文化・芸術に触れる機会を増やすための取組が続いています。

1 文化芸術による子供育成推進事業 ユニバーサル公演事業

文化芸術による子供育成推進事業は、小・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する事業。子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的としている。

障害者スポーツや文化・芸術を通じた交流及び共同学習を 継続的な取組とするための組織的かつ計画的な取組の在り方：秋田県

実施内容	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 文化・芸術活動を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	特別支援学校と中学校・高等学校との学校間交流
障害種	肢体不自由、知的障害

障害者スポーツや文化・芸術を通じた交流及び共同学習

【障害者スポーツを通じた交流及び共同学習】

中学校と特別支援学校においてボッチャを実施したところ、初めての経験でありながら生徒同士が互いの個性等を認め合い楽しむ様子が見られました。アンケート調査からは、障害への理解を深めるための事前学習で不安が軽減されるなど、事前学習が活動の充実につながるということが分かりました。

また、交流及び共同学習を特別活動に位置付けることで、事前学習から当日の活動までの一連の学習活動を設定することができました。

【文化・芸術を通じた交流及び共同学習】

中学校と特別支援学校中学部の合同ステージ発表の機会を設け、その発表に向けた事前練習でアドバイスし合ったり、発表後に成功を喜び合ったりするなど、生徒の積極的な関わり合いが見られました。また、この交流を契機に居住地校交流が新たに実施されるなどの発展も見られました。

高等学校と特別支援学校の美術部による交流でも、合同制作に向けた美術館への合同校外学習を契機に、生徒同士の距離が縮まる様子が見られました。

学校間交流や居住地校交流を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方

ボッチャ交流会の開催に当たっては、秋田県及び各市教育委員会、交流及び共同学習の担当教員等が参加し、当日の運営や、事前学習での生徒の様子に関する情報交換を行いました。特別支援学校の児童生徒の移動に係る支援が必要という声を受けて市教育委員会からスクールバスの提供が行われたり、交流に当たって調整すべき内容を教育委員会が主導して調整したりするなど、必要なサポート体制をとることができました。

交流及び共同学習は、生徒だけでなく教師の障害への理解も進めることを理解するとともに、交流及び共同学習の意義、目的、実践例を広く周知していく必要性について、教育委員会及び学校関係者が共通認識を持ちました。

事業終了後も県独自の事業として続く取組

秋田県の事業として令和5年度から6年度までの2年間、「心のバリアフリー推進モデル地区における障害理解の推進」事業を実施しています。本事業では、大仙市をモデル地区に指定し、小学校と特別支援学校の交流及び共同学習に関連付けた障害理解授業、PTA研修会等の実施により、小学生やその保護者の障害への理解を推進しています。

学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方：青森県

実施内容	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	・特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流 ・居住地校交流
障害の種類	聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱

青森県教育委員会と市町村教育委員会との連携

青森県では、本事業を活用して、これまで各校が独自の手続きで行っていた居住地校交流の手続きについて整理した「交流及び共同学習（居住地校交流）の手引き」を作成し、市町村教育委員会及び全小・中学校等に配布しました。

また、就学事務研究協議会や学校訪問等において理解啓発に取り組み、市町村教育委員会及び各校の協力の下、特別支援学校小・中学部合計の居住地校交流の実施率が、事業開始前（平成27年度）の1.9%から平成30年度には11.7%、令和元年度には15.7%に向上しました。

交流及び共同学習の実施に当たっては、すべての学校が学校間の予定の調整の難しさを挙げていました。一方、小・中学校、高等学校において特別支援教育全般について理解が進んでいる場合は、交流の回数や時間設定を柔軟に対応できる傾向があるため、県教育委員会では、市町村教育委員会及び所管の学校に対して、交流及び共同学習の意義を周知するとともに、学校全体での実施が難しい場合には活動単位や実施形態について柔軟に検討するなど、継続的な実施の在り方を提案していく必要があると考えています。

なお、青森県は、本事業でポッチャの用具を購入していましたが、本事業終了後も用具を県内の学校や団体に貸し出すなど、障害者スポーツを通じた交流の継続に貢献しています。

事業終了後の状況はいかがでしょうか？ 教育委員会に聞いてみました！

居住地校交流を一層促進するため、令和4年度から「青森県交流籍制度」を開始し、交流及び共同学習の実施に必要な事項をまとめた実施要項を市町村教育委員会が定めることとし、すでに40市町村のうち約30市町村が作成している状況です。本制度を活用した居住地校交流の実施率は、令和5年度には24.4%へと大幅に増加しています。



居住地の中学校で運動会に取り組む様子



地域の高校とポッチャに取り組む様子

特別支援学校への就学を検討している児童生徒の保護者は、交流籍制度について就学時に説明を受けます。この取組は保護者の不安を解消し、就学後も地域とのつながりを継続できるという安心感につながっています。

文化・芸術を通じた交流及び共同学習、学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方：静岡県

実施内容	文化・芸術を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流
障害の種類	視覚障害

特別支援学校（視覚障害）と小・中学校、高等学校との学校間交流

静岡県は、特別支援学校（視覚障害）において「ダイアログ・イン・ザ・ダーク～暗闇の中の対話～」（以下「DID」という。）²を行いました。特別支援学校（視覚障害）や近隣の小・中学校の児童生徒、教職員、地域住民など220人余りが参加しました。アンケート等からは、多様性への理解、障害に関する受け止め方の変化について感想が寄せられ、障害の理解とともに自分の気づきや考えを深めることができた様子が伺えました。



アイマスクを使った歩行体験の様子

コミュニティスクールを通して地域の力を交流につなげる

学校運営協議会（コミュニティスクール）も参画し、DIDの企画広報活動をサポートした結果、地域からも多くの人に参加するなど、DIDが一層盛り上がりました。

本事業で得られた成果等を報告書としてまとめ、交流及び共同学習の意義を周知するためのリーフレットを作成し、小・中学校等にも配布できるようにしたところ、事業実施時の平成31年にはモデル校のみに設けられていたコミュニティスクールが、事業終了後の令和4年度からはすべての学校に設置されました。

学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携

交流及び共同学習の意義や目的を周知し、より多くの児童生徒が「交流籍」を活用した交流及び共同学習に参加することで、円滑に進められる体制を構築していくことが重要という課題意識のもと、「交流籍」を活用するための取組を進めました。

例えば、市町教育長会、小・中学校や特別支援学校の校長会、市町就学支援担当者会の場において、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の意義をまとめたガイドブックをもとに説明を行いました。また、市町教育委員会、小・中学校や特別支援学校の教員が交流及び共同学習の意義や先進的取組を学ぶ研修会を実施し、学校間等の体制について考える機会を設けるよう取組を促しました。

令和元年度に「交流籍」を活用した交流及び共同学習を実施した児童生徒数は850人余となり、「交流籍」を導入する前の508人から約1.7倍増加しました。

² DIDは、視覚障害者が案内役となり、ゲストを漆黒の暗闇に案内する体験型ワークショップで、視覚以外の感覚を広げ、チームとなった人と様々なシーンを訪れ、対話を楽しみます。

障害のある大人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する取組：宮崎県

実施内容	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 文化・芸術を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	特別支援学校と高等学校との学校間交流
障害種	聴覚障害、肢体不自由、知的障害

障害のある大人や、地域との世代を超えた交流

共生社会の形成に向けた理解啓発につながることを念頭に、一般の県民向けに「特別支援教育フォーラム（理解啓発フォーラム）」を開催しました。平成 28 年度のフォーラムでは、障害者アスリートによる講話、交流及び共同学習に取り組んだ高校生による発表を含めたパネルディスカッションや、障害者スポーツの体験を実施しました。高等学校を会場とし、誰でも参加できる内容としたことで、一般の県民が多く参加し、地域に対する理解啓発につながりました。また、平成 29 年度のフォーラムでは、パソコン要約筆記者や車椅子昇降機の利用等、合理的配慮に関する理解啓発にもつながりました。

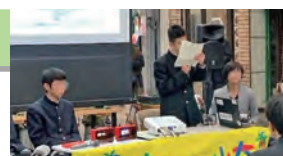
平成 30 年には「心のバリアフリー・フォーラム」を開催し、高等学校の生徒が「心のバリアフリー活動」について発表する様子がテレビ放映されました。

また、高等学校の新聞部員が交流及び共同学習の様子をまとめ、情報発信したところ、新聞に掲載され、表彰されました。

特別支援学校と工業高校での取組

高等学校では、高校生が主体となり、障害のある大人や高齢者等に対してできることを考え、行動する「心のバリアフリー活動」に取り組みました。

特別支援学校の教員が、座位保持車椅子を利用する生徒が移動する様子のビデオを用いながら、工業高校の生徒に説明を行ったところ、工業高校の生徒や教員の意欲が高まり、座位保持車椅子を利用する生徒の「自分で進みたい」想いを実現するための支援機器を製作しました。特別支援学校の生徒は、工業高校の生徒が製作した自走式の車に座位保持車椅子ごと乗り、顎や頬で操作して好きな場所へ移動することができるようになりました。



商店街の特設会場でフォーラムを開催している様子



フォーラム参加者による、メッセージを記した付箋アート

取組の感想を聞いてみました

「最初は不安だった」といった声が教師と生徒の双方から挙がっていましたが、文化祭で特別支援学校（聴覚障害）の生徒を招いた際に「特別支援学校の生徒が手話を丁寧に教えてくれたので理解することができた」というコメントが寄せられるなど、取り組んで良かったという肯定的な声が聞かれました。最初の一步を踏み出す事が大切です。

宮崎県は、本事業で培った経験を活かして、交流及び共同学習をこれからも推進していきます。

地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究：京都府南丹市

実施内容	障害者スポーツを通じた交流及び共同学習 文化・芸術交流を通じた交流及び共同学習
交流及び共同学習の実施形態	特別支援学校と小・中学校との学校間交流
障害種	知的障害

交流及び共同学習を継続的、効果的に実施するための体制づくり

南丹市では、教員や教育委員会等の委員で構成する心のバリアフリー事業研究推進委員会を設置し、交流及び共同学習に関する年間計画や学校間交流を行う際の運営の方針を協議しました。取組の実施校の校長が委員長を務め、その機能を高めることにより、本事業の趣旨が学校内に伝わりやすく、スムーズに進めることができました。

また、大学教授、福祉機関、関係団体、小・中学校や特別支援学校の校長、PTA 等から委員を選出して心のバリアフリー推進協議会を設置し、交流及び共同学習の継続的、効果的な実施のための方策や他地域に波及させるための協議を年2回行いました。委員には研究報告会にも参加していただき、本事業の推進に資する講演をしていただきました。研究報告会には、市内の学校や教員、福祉関係者、PTA、行政関係者など多数の参加があり、大きな波及効果を生み出すなど本事業の推進を支えました。

府立の特別支援学校と市立の小・中学校では、交流及び共同学習を互いの教育課程上に位置付け、それぞれの教科等のねらいの達成を目的とする共同学習として学習単元計画を作成し、ともに授業を実践するなど、各学校の教員が主体性をもち、協働して実践することのできる体制づくりが進みました。

本事業を通して、学校同士の円滑な連携を構築できたほか、京都府教育委員会と南丹市教育委員会の連携も深められたことが、新型コロナウイルスの感染拡大を乗り越え、交流及び共同学習を継続させていく上で大きな力になっています。

事業後の状況はいかがでしょうか？ 教育委員会に聞いてみました！

本事業は「育ち合う子らの集い³」の活動にも継承されています。また、本事業で購入したポッチャの用具は、市内の学校が障害のある子供とない子供との交流を目的として今も活用しており、取組が継続されていると感じます。

3 南丹市は「育ちあう子の集い」という対面型のイベント（夏休み期間中に、幼稚園児～中学生までの子供が集まり、遊びながら交流する活動）を40年以上にわたり継続。共生社会の実現に向けて、年齢や障がいの有無に関わらず同じ地域に住んでいる仲間として知り合い、互いの「違い」を認め「同じ」を感じながら交流を深めることを目的としている。

広報資料

広報資料制作、問い合わせ先

© 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111

メールアドレス : tokubetu@mext.go.jp

FAX : 03-6734-3737

※平成 27 年度～平成 31 年度（令和元年度）に実施した「心のバリアフリー推進事業」については上記までお問合せください。

